

第50回『わかるように伝えていましたか』

香川大学 坂井 聰

ショータイムジョブのお話のつづき・・・

働く側にとって

☆給料は

一般的のアルバイトと同じ程度の時給を稼ぐことができます。我々の研究室ではAさんにもBさんにも1回15分で200円のバイト代を支払っています。時給に換算すると800円になるということです。

☆能力面から

依頼される仕事は、訓練を必要としない誰もができる内容であることから、短時間、できる仕事をするので、無理なく仕事ができると考えられます。

自分の能力を十分に発揮することができるということです。

☆心理的な面から

身近な人が仕事の依頼をするので、障がいのある人も緊張を強いられないで安心して仕事ができるのではないかと思われます。心理的に安定して仕事をすることができるということなのです。

新しい就労形態を

知的障がいのある人の社会参加を支えるために、援助付き雇用という発想も取り入れた職業訓練等も含めた制度は徐々にではあるが整ってきてはいるでしょう。しかし、それは一般就労を目指しているということになります。そのために必要な、訓練等に耐えることができない人にとっては、それらの訓練では社会の求めている一般的な就労には結びつかないのではないかでしょうか。訓練を充実させるだけは不十分だということなのです。

一般就労することが無理な人も多いという現実を考えると、就労という形態を見直す必要もあるのではないかと考えられるのです。既存の枠にとらわれない新しい就労の形態を考えていかなければならぬのではないかということになるのではないかでしょうか。

ワークシェアリングの発想を取り入れれば、障がいのある人も働くことができるのではないかという提案をしてきました。誰もがもつ仕事の一部を切り分けることで、障がいのある人の仕事を作り出すことが可能になるということなのです。仕事の一部を切り分けるわけであるから、長時間の仕事にはならないでしょう。そこで、ショートタイムジョブという発想が生まれるということなのです。作業所をベースとしながら、週3回15分だけの仕事をしに職場へ行く、これだけでも収入が増えることになるということなのです。sss。

おわりに

重度の障がいのある人も、仕事をするということに部分参加することはできないでしょうか。同じように参加することはできないかもしれないけれど、短時間であれば、仕事という場への参加が可能にある人も多くいるのではないかと考えるのです。

職業訓練だけでは一般就労を実現することが無理な場合もあることを実際に経験した人もいるのではないでしょうか。訓練で克服できない場合には、その人たちが無理なく参加することができる環境を整えることも必要だということなのです。そのためには、ちょっと発想を転換して就労について考えてみなければならないと思うのですが、皆さんはどう考えるでしょうか。

坂井聰先生の紹介

(プロフィール)

香川大学教育学部卒業 金沢大学大学院教育学研究科修了、香川大学教育学部附属養護学校など養護学校教諭を経て、現在香川大学教育学部障害児教育コース准教授 1997年 自閉症のコミュニケーション指導で辻村奨励賞受賞

(著書)

暮らしの中のコミュニケーション（やまびこの里） クラスルームコミュニケーション（こころリース出版会） 自閉症や知的障害をもつ人とのコミュニケーションのための10のアイデア（エンパワメント研究所）など